



☆ 北誠SWT工法とは。

木造建築に於いて、まったく新しい建築構造工法を当社独自で開発し、新建築の審査機関である（財）日本建築センターの認定を取得し、多雪地域においてこの工法での木造3階建てが認められました。この認定は建築基準法に基づくもので、一定の建築基準に適合していることを、審査し認定を受けていけば、個々の建築確認や検査時の審査が簡略化されます。

※（財）日本建築センター
（日本のトップレベルの学識経験者により、専門分野ごとに委員会を構成し綿密な審査を実施している機関）

能開大での耐力試験

巾910mmの壁パネルが、24tに耐える。120cm角の木材を910mmに並べた状況と同じ圧縮強度。



圧縮試験

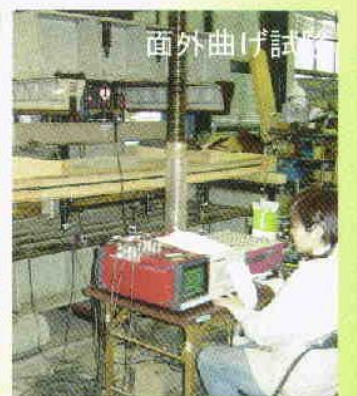


面外曲げ試験

（現在もバージョンアップのため又あらゆる可能性のために研究が進められております。）



垂内せん断試験



面外曲げ試験

※ この試験は建築基準法の最低の基準にあてはめるための実験では有りません。構造強度を証明するための試験です。

（新工法に用いるボルト金物、ビス等においても強度がさまざまなため、試験を繰り返し選定しています。）

建築確認や検査時の審査が簡略化

北誠SWT工法は、建築確認の際に（株）北誠商事の認定書があれば、構造計算書は必要ありません。各地の設計事務所及び工務店が施工する際には、北誠商事が図面を検討し、認定書をお渡しします。その認定書を建築確認に添付し、確認申請してください。

※ 建築基準法第68条の25-2